

平成23年度 国立大学法人お茶の水女子大学 年度計画

平成23年3月31日届出  
平成23年6月21日変更届出  
平成24年1月25日変更届出

**I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**1 教育に関する目標を達成するための措置**

**(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置**

**1. 教育の質保証を行うために、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定により大学院課程の到達目標を明確化する。**

① 大学院学生の学修状況等に関する調査に基づき、専攻、コース、領域毎に、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定する。

② 大学院学生の学修状況等に関する調査結果及び入学志願状況を基に、大学院課程の組織を見直す。

**2. 学際的な分野における大学院教育の充実を図るため、大学間連携を推進する。**

大学間連携をさらに開拓、推進しつつ大学院専門教育共通カリキュラムの制度設計を行う。

**3. 多様化・複雑化する高度専門職業人の養成ニーズを踏まえ、大学院課程における横断的、複合的な履修取り組みを推進する。**

高度な女性専門職業人及び多様な領域での実践力を養成するための横断的、複合的教育プログラムの開発・運営を行う。

**4. 学士課程においてお茶大型リベラルアーツ教育を推進し、専門基礎力、学士力を養う。**

リベラルアーツ等の教養教育の効果に関する在学生調査結果を分析し、お茶大型リベラルアーツ教育の見直しを検討する。

**5. 社会や学生の多様なニーズに応えるために、学生が主体的に選択できる教育プログラムを導入し、学士課程を再構築する。**

専門教育複数プログラム選択制を導入し実施するとともに、学修相談体制等を充実させる。

**6. 教育の質保証を行うために、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定により学士課程の到達目標を明確化する。**

カラーコードベンチマークシステム及びGPA制度を導入し、教育の質保証を進める。

**7. 生涯にわたる学びを保証する観点から、大学とそれにつながる初等・中等教育との連携を強化することを目指し、大学と附属学校との一貫した教育体制を整備する。**

大学・附属学校間の教育課程の一部に連携教育課程を置くための教育課程を設計開発する。

**8. 女性のライフプランニングに対応した社会人の学習機会を強化する。**

生涯学習のための講座のニーズ調査を継続的に行い、調査結果の分析に基づいて、生涯学習機会の設計を行う。

**9. 多様な進路やキャリアモデルに沿ったキャリア教育を拡充する。**

学生のキャリア意識調査を行い、キャリア教育プログラムを段階的に拡充する。

**10. 高度専門性と探究力・研究力を備えた学校教員を養成し、教員免許更新講習などの現職教員研修に資するシステムを開発する。**

① 教員研修プログラムの実践を踏まえて現職教員研修システムを開発する。

② 大学院に設置した高度教育研究副専攻において、高度専門性と探究力・研究力を備

えた教員養成に着手する。

**11. 現行の多様な入学者選抜の適正実施と、国内外に向けた入試広報活動の強化を図る。**

入学者選抜方法の評価に基づき、特別入試改革案を検討する。

**12. カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに対応したアドミッション・ポリシーを策定し、実行する。**

特別入試改革案の検討に伴うアドミッション・ポリシーの見直しを行う。

**13. 高大連携特別選抜による入学者の追跡調査を定期的に行い、入学前教育課程、入試方法の改善を図る。**

① 高大連携入試による進学者追跡調査を継続し、調査結果に基づき入試方法の改善を検討する。

② 高大連携入試合格者への入学前指導を実施し、検証する。

**(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

**1. 学長の主導のもとに、戦略的な教員の配置を行う。**

教員の配置など戦略的な教員配置方針を策定する。

**2. 任期制の教員など多様な雇用により、教員組織の活性化を図る。**

前年度の検討結果を踏まえ、任期制以外の多様な雇用のあり方について検討し、組織の活性化を促進する方策を策定する。

**3. 国際的通用性のある教育の質保証のためにFDを推進する。**

教育開発センターを中心に、FD運営体制の整備を行い、国内外のFD先進事例についての情報収集を行う。また、FDセミナー等を開催し、教員に情報を提供する。

**4. 教育施設・設備将来構想を含むキャンパスグランドデザインに基づき、順次教育環境を整備する。**

キャンパスグランドデザインに基づき、第2期中期目標・中期計画期間中の整備計画を策定する。

**(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

**1. 初年次教育の整備やTA制度の見直し・改善により、学習支援体制を強化する。**

整備した組織的体制により、学習及び学修の支援体制の強化計画を策定する。

**2. 図書館や情報設備等を充実させ、学生の自主学習の環境を強化する。**

学生の自主学習のための情報環境調査の結果を分析し、改善策を検討するとともに、学生の自主学習の環境を整備する。

**3. 学生寮、授業料免除、大学独自奨学金などの現状と機能を統合的に整理し、学生支援情報システムを活用した、効率的かつ平等な学生支援体制を設計・実現する。**

学生生活実態調査の結果を分析し、学生のニーズを学生支援情報システムに反映させる。

**4. 新寮を建設するとともに、既存寮の機能や対象を整理し、全体として教育上及び学生のニーズに適合的な学寮体制を整備する。**

既存寮及び新寮に関する学生アンケート調査を実施し、教育プログラムに反映させる。

**5. 育英及び奨学の両目的に即し、大学独自の奨学金制度を再編整備する。また緊急奨学金制度を拡充する。**

① 学生生活実態調査の結果を分析し、大学独自の奨学金制度に反映させる。

② 緊急奨学金制度の広報に努め、学生への周知を徹底する。

③ 平成23年3月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料免除、大学独自被

災学生支援金制度等の経済的支援に関する制度の充実を図る。

**6. 学生生活の多種多様な相談に応じる学生相談体制を強化する。**

学生相談体制を強化するため、学内の相談室間の連携を推進する。

**7. キャリア支援を実行する組織的整備を行い、女性の多様なキャリア形成を支援する。**

- ① 在学生、卒業生、修了生等のキャリア支援を推進する。
- ② キャリア教育プログラムの教育課程化を進め、順次開講する。

**2 研究に関する目標を達成するための措置**

**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

**1. 本学に固有な伝統的分野や研究ポテンシャルの高い分野の研究を推進するとともに、拠点化のために必要なリソースを重点的に配分する。**

- ① 国の学術政策を踏まえた研究戦略を引き続き検討する。
- ② グローバルCOEプログラムを推進するとともに、これまでの研究成果を総括する。
- ③ 本学固有の研究分野を推進するために、大学院先端融合部門のあり方を検討する。

**2. 女性の活躍が期待される研究領域を推進、開拓するとともに若手研究者を育成する。**

- ① 女性研究者に対する要請の高い領域の研究プロジェクトを立ち上げる。
- ② お茶大アカデミック・プロダクションのプロジェクトを推進するとともに、これまでの研究成果を総括する。

**3. 科学技術政策に沿って、理系の女性研究者を育成する。**

本学がポテンシャルを持つ理系の研究分野における女性研究者育成のための研究プロジェクトを立ち上げる。

**4. 女性グローバルリーダー育成に資する研究を国内外の機関・研究者と連携して行い、その成果を社会変革の資源として広く共有する。**

国内外の研究機関・研究者と連携して、女性グローバルリーダー育成に資する研究プロジェクトを立ち上げる。

**5. 大学と附属学校が連携して、大学の研究活動の中で附属学校を活用する。**

附属学校を活用した新たな学校教育制度設計に係る調査研究を引き続き推進する。特に幼小連携教育課程開発を進める。

**(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

**1. 研究の活性化のため、学外との連携を含めて広く学内外に人材を求め、任期付き研究者を重点的に配置する。**

全学的な重点研究分野の観点から採用ポストを取りまとめ、人事方針を策定する。

**2. 妊娠・出産・育児等と研究との両立が可能となるように、ライフスタイルの多様性を尊重する研究・勤務体制を築き、研究の活性化を図る。**

現状の研究環境や勤務体制について、メリット・デメリットとなる事柄の抽出を行い、改善策を策定する。

**3. 若手女性研究者個人に対してカスタマイズした研究支援体制を構築する。**

支援対象候補者の調査結果に基づき、研究者支援へのカスタマイズの方策を検討する。

**4. 共通機器の集中管理を進めるとともに、重点領域の研究施設・設備を整備する。**

- ① 共通機器の設備の整備計画を検討する。
- ② 重点領域分野については、時限付きで研究スペースを確保する。

**5. 研究教育成果に応じ、研究費の重点的な傾斜配分を行う。**

研究教育成果を評価するシステムに基づき、研究費の重点的な傾斜配分を行う。

**6. 本学における研究倫理を向上させる取り組みを継続し、その仕組みを検証して、効果的に実施する。**

研究倫理についての意識調査の結果を分析し、諸規程の見直し、周知方法の改善等を検討する。

**3 その他の目標を達成するための措置**

**(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置**

**1. 教員養成・乳幼児教育など本学の伝統を活かし、生涯を見通した教育システムを構築する。**

社会人教育の調査結果を分析し、教育プログラムの改定案を作成する。

**2. 卒業生のキャリアネットワークを構築し、生涯にわたる教育を提供し、就業支援体制を築く。**

卒業生のキャリアネットワーク構築の予備的調査を行う。

**3. 本学の人的・物的資源、実績、ノウハウ、知的財産等を活用し、地域、企業、行政機関等との交流を通して、教育・研究・社会貢献に関する連携事業に取り組む。**

① 地域、企業、行政機関等との情報交換を進め、地域連携の充実を図る。

② 学内の研究シーズの発掘を継続させるとともに、学外への広報を推進する。

**4. 知的財産の創出、保護、管理及び活用のための体制を見直し、整備する。**

知的財産の創出、保護、管理及び活用のために、知的財産関連規程を整備する。

**(2) 国際化に関する目標を達成するための措置**

**1. グローバル社会で活躍できる女性人材育成のための教育プログラムを実施する。**

英語利用の教育など教育プログラムの策定に着手する。

**2. 海外からの優秀な留学生を受け入れるため、留学生のサポートを強化しキャリアパスを見通したプログラムを策定する。**

① インターネット等を用いた渡日前教育や日本語教育支援のシステムを試行する。

② 日本で就職を希望する留学生の就職支援について検討する。

**3. 短期研修プログラムによる広範な留学生の受入れと日本人学生の海外派遣を推進する。**

① 留学生に対する既存の短期研修プログラムを改善し、試行する。

② 日本人学生の海外派遣の問題点を分析し、拡大のための方策を検討する。

**4. 教員の教育・研究能力の向上のため、海外の交流協定校と教職員の相互交換研修などのシステムをつくる。**

協定校などの海外拠点を活用した研究者・教職員の相互交換研修システムを開発する。

**5. 開発途上国の女子教育・幼児教育に関する支援事業を強化充実する。**

国際機関等と連携して、開発途上国の女性、子どもへの支援に取り組む。

**6. 国内外の女子大学と連携して、女性のエンパワーメントに関する支援事業に取り組む。**

国内外の女子大学と国際協力活動に関する連携を進める。

**(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置**

**1. 学長を本部長とする附属学校本部を中心として、大学と附属学校との連携体制を強化する。附属学校と大学で一貫した理念に基づく教育環境と教育課程を整備する。**

① 学校教育研究部における幼小接続期の研究、現職教員の探究力強化に関する研究等を実施する。

② 附属学校カリキュラム・ポリシーの策定に着手する。

**2. 附属学校と大学及び外部の教育・研究機関との連携を強化した研究、研修体制を整備する。**

- ① 附属学校と連携した大学の研究教育を推進する。
- ② 附属学校をフィールドとした外部の教育・研究機関との連携による研究実施計画を策定する。

**II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置**

**1. 学術文化の動向、社会的な要請やニーズなどを踏まえ、教育研究組織のあり方を定期的に検証し、必要に応じて組織を見直す。**

教育研究組織見直しに向けた基本方針を踏まえ、国立大学法人を取り巻く諸情勢に留意しつつ、具体的な組織見直し計画を策定する。

**2. 学長のリーダーシップ発揮の基盤を充実させ、教育研究の戦略的重点化を推進する。**

- ① 組織の機能性・有効性の観点からの検証に基づき、改善事項を再検討する。
- ② 教育研究、社会連携、国際化の充実を図るために、学長裁量経費を含めた重点的な資源配分を行う。

**3. 法人本部のマネジメント機能を強化し、教育研究の充実に力点を置きつつ、戦略的な人事政策・資源配分を行う。**

マネジメント機能の強化に向けたマネジメント方針を設計し、本部／機構・室体制の見直しを検討する。

**4. 女性の役職への登用を促進するために、「2020年までに30%」の目標実現に向けたポジティブ・アクションを推進する。**

就労実態調査の結果を分析し、女性の管理職への登用を促進するための目標設定を行う。

**5. 監事監査、内部監査等の監査結果を速やかに業務運営に反映させるための仕組みを整備する。**

監事監査、内部監査等の監査結果を業務運営に反映させるためのチェックリストの原案を作成する。

**6. 経営の改善及び安定化に資するため、経営協議会における学外有識者の意見を活用する。**

経営協議会において学外有識者から経営改善の提言を受けるとともに、経営改善を行った事項を公表する。

**7. 平成23年度までに人事に関するポリシーを策定し、平成24年度以降同ポリシーにのっとり、教職員の人事評価の仕組みを検証し、改善する。**

- ① 人事に関するポリシーを策定する。
- ② 事務職員の人事評価を見直す。

**8. 適正な人員配置を行い、他機関との人事交流を実施する。**

本学教職員の他大学との人事交流を実施する。

**9. 人事に関するポリシーを踏まえ、本学としての人材育成目標を設定するとともに、平成25年度までにその目標に向けた人材育成プログラムを開発・実施する。**

人材育成に有効なキャリアパスの状況を調査し、本学に最適な人材育成プログラムについて検討する。

**10. 教職員の性別役割分担意識の変革を進めるとともに、育児や介護のニーズを考慮した勤務体制の整備や人員配置を行う。**

育児や介護のニーズに関する調査結果を分析し、勤務体制の改善策を検討する。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

### 1. 現行チーム制について、事務の効率化・迅速化の観点から適宜評価を行うとともに、業務形態の変化を踏まえ、事務体制の改善を行う。

前年度実施したチーム制改善の円滑な移行を進めるとともに、適宜その評価を行い、その定着を図る。

### 2. IT化、アウトソーシングについて、合理性、効率性の観点から評価・改善を加える。

合理化・効率化の観点から、IT化やアウトソーシングの可能性を検討する。

### 3. 人事に関するポリシーの周知によって、意識改革を進めるとともに、同ポリシーを踏まえたSDを実施する。

学外機関におけるSD実施状況を調査し、前年度に実施した事務職員の職務ごとの知識、経験及び能力等の分析結果を基に、SDの体系化を行う。

### 4. 特定分野について専門職制度を導入するとともに、事務職員の職能を高めるため、資格取得等の自己啓発を進める措置を講じる。

① 専門職の職務及び処遇や、組織上の位置づけ等について整理する。また、専門職導入の年次計画等を策定する。

② ブラッシュアップ支援のための講座を開催する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

#### 1. 外部資金の獲得のための戦略を検証し、機動的な組織を整備する。

外部資金獲得のための新システムを構築する。

#### 2. 寄附金の増加に向けた全学的な戦略を構築する。

募金事業状況調査の結果を分析し、募金の推進システムを検討する。

### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

#### 1. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組む。また、職員数の推移に基づく人件費のシミュレーションを行う。

#### 2. 管理的経費抑制のためにこれまで講じてきた方策を検証するとともに、管理業務の合理化、効率化等を進め、一般管理費を抑制する。

引き続き、管理業務の合理化、効率化等を検討し、一般管理経費の抑制を図る。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

#### 1. 法人資産の運用管理に関する基本計画を平成23年度までに策定し、これに基づき、財務分析を行い、キャッシュフローの把握により資産運用の具体的計画を立案し、実行する。

法人資産の運用管理に関する基本計画を策定する。また、金利情勢を見極めながら、国

債、地方債のほか定期預金などで長期又は短期の運用を計画し実施する。

**2. 大学の施設について、法人資産の運用管理に関する基本計画に基づき、資産の有効活用の観点から点検・評価を行い、資産の有効活用と学外への開放を促進する。**

資産の有効活用の観点から、本学が保有する施設について、学生、教職員及び他大学等への広報を促進する。

**IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**1 評価の充実に係る目標を達成するための措置**

**1. 本学の教育研究の特性を考慮し、教育の質保証に関する取り組み及び研究活動を適切に評価し得る枠組みを構築し、平成24年度を目途に自己点検・評価を実施する。**

前年度の検討結果に基づき、全学及び部局別の「要綱」「実施要項」を確定する。部局別評価の実施体制を整備する。

**2. 教員の個人活動評価については、「教員活動状況データベース」を充実させ、評価項目の改善を行う。**

整備したデータベース項目及びインセンティブに関する有効性を検証する。

**3. 自己点検評価及び第三者評価の評価結果を大学運営の改善に確実に反映させるための仕組みを整備し、実施する。**

教員活動データベースに基づいた個人活動評価の点数配分を見直して、自己点検・自己評価体制を整備する。

**2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置**

**1. 附属学校を含めた全学的情報発信システムを組織化し、情報受信者のニーズに応じた情報発信を有効に進める。**

情報受信者のニーズについての調査結果を分析し、各情報受信者に適した情報発信方法を検討する。

**2. 教育研究成果を電子媒体等各種メディアを通して社会に積極的に発信する。**

教育研究成果の、電子媒体等各種メディアを通じた社会発信をさらに強化する。

**V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置**

**1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置**

**1. キャンパスグランドデザインに基づき、エコロジー、ユニバーサルデザイン化に配慮したキャンパス整備計画を策定し、それに基づくキャンパス環境の整備を進める。**

施設設備整備長期計画に基づき、老朽化対策及び安全対策を推進する。

**2. 施設設備の有効活用の観点から施設マネジメント計画に基づく点検・評価を行い、施設設備の有効活用を行う。**

① 建物毎に利用実態を調査し、施設点検評価等による研究室・実験室等の共通スペース化を促進する。

② 既設施設の有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。

**3. 設備機器の更新時に省エネ型機器の導入及び主要設備機器の効率的な運用による地球温暖化対策を行う。**

省エネ機器の導入及び機器の効率的運用による地球温暖化対策を行う。

**4. 本学の歴史的建造物の適切な保存整備を行う。**

本学の歴史的建造物の保存整備を行う。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### 1. 学内危険箇所リストを平成22年度中に作成するとともに、定期的な危険箇所点検・改修、危険物質管理を推進し、安全性の高い学内環境を整備する。

学内危険箇所の点検・改修整備を実施するとともに、危険物質管理を徹底する。

### 2. 安全・衛生に係る有資格者の育成を進めるほか、労働安全衛生法を踏まえた安全意識向上のための方策を講じる。

安全・衛生に対する意識を徹底するための方策を検討し、安全・衛生に係る講習会を開催する。

### 3. 幼児、児童、生徒及び学生を含めた本学構成員全体に対する安全教育を進めるとともに、地元自治体と協力した実践的な防災活動体制及び安否確認を含めた災害時の対応システムを整備する。

学内での安全教育を進めるとともに、地元自治体と協力した実践的な防災活動を実施する。

### 4. 情報セキュリティ及びコンプライアンスを強化するための情報基盤システムを段階的に整備する。

① 適切なシステム更新を行い、情報セキュリティの強化を図る。

② 引き続き、情報セキュリティ関連規程を整備する。

③ 大学構成員の情報セキュリティ意識を高めるため、研修を強化する。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

### 1. 適切な法令の実施が保障される法人運営体制を構築するため、法令遵守の取り組みを統括する組織を平成23年度までに設置し、法令遵守状況の監視を行う。

監査チームの専門性を高めるとともに、法令遵守を統括し、監視するための委員会を設置する。

### 2. 法令遵守に関する研修を組織別、階層別に行う。

引き続き、コンプライアンス研修を実施するとともに、組織別、階層別に拡充する。

### 3. 附属学校を含めて人権擁護に関する意識改革を行うとともに、学内の体制を見直し、改善する。

① セクシャル・ハラスメント等人権侵害相談室の体制を強化する。

② ハラスメント等の人権侵害に関わる問題について、教職員を対象とした全学実態調査を実施する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### ○ 短期借入金の限度額

#### 1. 短期借入金の限度額

12億円

#### 2. 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により、緊急に必要な対策費として

借入れをすることが想定される。

## Ⅶ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  
特になし

## Ⅷ 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## Ⅸ その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
	総額	
・ ライフライン再生 (緊急整備) 附属高等学校校舎給水管改修 理学部 2 号館給水管改修 人間文化棟給水管改修 理学部 1 号館排水管改修 ・ 小規模改修 ・ 災害復旧工事	8 7	施設整備費補助金 (1 0)  国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (7 7)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

人事方針、人事交流および職員の育成方針

- ・ 人事に関するポリシーを策定する。
- ・ 組織の機能性・有効性の観点からの検証に基づき、改善事項を再検討する。
- ・ マネジメント機能の強化に向けたマネジメント方針を設計し、本部／機構・室体制の見直しを検討する。
- ・ 前年度の検討結果を踏まえて、教員の任期制が有効である組織について検討し、組織の活性化を促進する方策を策定する。
- ・ 就労実態調査の結果を分析し、女性の管理職への登用を促進するための目標設定を行う。
- ・ 本学教職員の他大学との人事交流を実施する。
- ・ 人材育成に有効なキャリアパスの状況を調査し、本学に最適な人材育成プログラムについて検討する。
- ・ 学外機関におけるSD実施状況を調査し、前年度に実施した事務職員の職務ごとの知識、経験及び能力等の分析結果をもとに、SDの体系化を行う。
- ・ 専門職の職務及び処遇や、組織上の位置づけ等について整理する。また、専門職導入の年次計画等を策定する。

平成23年度の常勤職員数 383人

また、任期付職員数の見込みを95人とする。  
平成23年度の人件費総額見込み 4,843百万円(退職手当は除く)

### **3 災害復旧に関する計画**

平成23年3月に発生した東日本大震災により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

## 1. 予算

## 平成23年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	4,699
<u>うち補正予算による追加</u>	1
施設整備費補助金	10
<u>うち補正予算による追加</u>	10
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	410
国立大学財務・経営センター施設費交付金	77
自己収入	2,060
授業料及び入学科検定料収入	1,958
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	102
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	473
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	7,729
支 出	
業務費	6,759
教育研究経費	6,759
診療経費	0
施設整備費	87
<u>うち施設災害復旧事業</u>	10
船舶建造費	0
補助金等	410
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	473
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	7,729

## [人件費の見積り]

期間中、総額4,843百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費の総額は、3,705百万円)

注) 退職手当については、国立大学法人お茶の水女子大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 施設整備費補助金収入には、平成23年度補正予算(第1号)により措置された東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業10百万円が含まれている。

注) 運営費交付金収入には、平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業(1百万円)が含まれている。

また、授業料、入学科及び検定料収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

## 2. 収支計画

### 平成23年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,697
經常費用	7,697
業務費	6,921
教育研究経費	1,381
うち施設災害復旧事業	10
うち授業料等免除事業	1
診療経費	0
受託研究費等	310
役員人件費	82
教員人件費	4,090
職員人件費	1,058
一般管理費	352
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	424
臨時損失	0
収益の部	7,697
經常収益	7,697
運営費交付金収益	4,575
うち補正予算による追加	1
授業料収益	1,558
入学金収益	237
検定料収益	74
附属病院収益	0
受託研究等収益	310
補助金等収益	310
寄附金収益	87
施設費収益	20
うち補正予算による追加	10
財務収益	1
雑益	101
資産見返運営費交付金等戻入	212
資産見返補助金等戻入	100
資産見返寄付金戻入	76
資産見返物品受贈額戻入	36
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 施設費収益には、平成23年度補正予算(第1号)により措置された東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業10百万円が含まれている。

注) 運営費交付金収益には、平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業(1百万円)が含まれている。

### 3. 資金計画

## 平成23年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,280
業務活動による支出	7,119
投資活動による支出	610
うち施設災害復旧事業	10
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	551
資金収入	8,280
業務活動による収入	7,642
運営費交付金による収入	4,699
うち補正予算による追加	1
授業料及び入学金検定料による収入	1,958
附属病院収入	0
受託研究等収入	310
補助金等収入	410
寄附金収入	163
その他の収入	102
投資活動による収入	87
施設費による収入	87
うち補正予算による追加	10
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	551

注) 資金収入には、平成23年度補正予算(第1号)により措置された東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業10百万円が含まれている。

注) 資金収入には、平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業(1百万円)が含まれている。

また、授業料及入学金検定料による収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

文教育学部	人文科学科	220人
	言語文化学科	320人
	人間社会科学科	160人
	芸術・表現行動学科	108人
	学部共通	20人
理学部	数学科	80人
	物理学科	80人
	化学科	80人
	生物学科	100人
	情報科学科	160人
	学部共通	20人
	生活科学部	食物栄養学科
人間・環境科学科	96人	
人間生活学科	260人	
学部共通	20人	
人間文化創成科学研究科	比較社会文化学専攻（博士前期課程）	120人
	人間発達科学専攻（博士前期課程）	54人
	ジェンダー社会科学専攻（博士前期課程）	36人
	ライフサイエンス専攻（博士前期課程）	94人
	理学専攻（博士前期課程）	102人
	比較社会文化学専攻（博士後期課程）	81人
	人間発達科学専攻（博士後期課程）	42人
	ジェンダー学際研究専攻（博士後期課程）	12人
	ライフサイエンス専攻（博士後期課程）	45人
	理学専攻（博士後期課程）	39人
附属小学校	765人（帰国子女教育学級45人含む） 学級数21（帰国子女教育学級3を含む）	
附属中学校	405人（帰国子女教育学級45人含む） 学級数12（帰国子女教育学級3を含む）	
附属高等学校	360人 学級数9	
附属幼稚園	180人 学級数6	